

寄附行為変更理由書(平成10年3月)

1. 法人の事業に「スポーツ振興事業」を追加する。(第3条、第4条関係)

スポーツ振興事業は、スポーツを通じて地域の連帯感を深めると同時に、生涯学習の一環として、余暇の活用、健康の維持増進を図ることと、また、一方で競技スポーツとしての技術の向上を目標とするものです。

これまで、港区及び財団法人港区ふれあい文化健康財団は、スポーツ振興事業をコミュニティ振興の向上に役立つ有効な事業として位置づけ、財団法人港区ふれあい文化健康財団(以下「本財団」という。)に取り込むことを検討してきました。

この度、財団法人港区体育協会が港区におけるスポーツ振興事業のより一層の発展・拡充を願いつつ、本財団へ主な事業を移行させることを前提として解散したことを受け、本財団の事業として取り込むこととしたものです。

今後、スポーツ振興事業と現在本財団で行っている各事業との連携をはかり、港区にふさわしい地域コミュニティの形成を推進していきます。

2. 評議員会の構成を変更する。(第29条関係)

新たにスポーツ振興事業を追加するため、評議員の増員が必要です。したがって、評議員の人数枠を変更します。

3. 名称を「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」と変更する。(第1条関係)

法人の名称については、新たにスポーツ振興事業を追加するため、事業内容に即した名称とします。

4. 「長期借入金」の手続きを主務官庁への届出制とする。(第12条関係)

本財団の借入金で主務官庁への手続きが必要な場合は、事務の簡素化、効率化を図る観点から、承認制から届出制に変更します。